
スタートアップ選定の適格要件

- 東京都内において事業展開を行っていること。又は行おうとしていること。
- 概ね創業(第二創業を含む。)10年を超えないこと。
- 応募時点で株式市場において未上場であること。
- 既に売上計上しているプロダクト・サービス(断熱のプロダクト・サービスでなくても良い。)を有する事業者であること。
- プロジェクトの実施能力を有しており、かつ、財務状況が健全であり、本事業を事業期間内に遂行できる見込みがあること。
- 同一事業期間内に、本事業に対する国や他の地方自治体からの同一の委託や助成を受けていないこと。
- 東京都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 反社会的勢力又はそれに関わる者との関係がないこと。
- 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- 本事業の趣旨を理解し、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示していること。
- 円滑かつ効果的な事業遂行のために、十分な推進体制が確保できること。また、断熱改修アクセラレーターや企業等の関係者との密な連絡体制を確保できること。
- 協働プロジェクトの組成のための打ち合わせ、定期的な進捗報告、成果報告会への出席等に取り組むこと。
- 本事業の写真・動画を広報に利用することに同意すること(ただし、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く。)

協定の締結(協定金の支払い)

協定金の対象となる経費は、表1「協定金の対象となる主な経費」に掲げる経費のうち、以下の全ての条件に合致するものです。

- 本事業を実施するために必要な経費
- 支援対象期間内に契約、履行または取得、支払いが完了した経費
- 用途、単価、規模等の確認が可能であり、本事業に係るものとして明確に区分できる経費

以下に該当する経費は、上記に関わらず協定金の対象外となります。

- 間接経費(消費税その他租税公課、振込手数料、利子、光熱水費、通勤手当、日当、飲食費及び収入印紙等。ただし、東京都の事前承認を受けたものを除く。)
- 本事業の関係の有無にかかわらず、資産性のある機器・備品等の購入にかかる経費
- 複数年度にわたり継続する契約で、契約の履行と経費の支払いが年度をまたぐ経費

- 契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類に不備がある経費
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- 2か年度以上にわたり実施する事業で、実施する事業及び経費が年度ごとに区分できない経費
- その他、本事業実施に係る経費として適正ではないと東京都が判断する経費

【表1】協定金の対象となる主な経費

経費区分	内容
人件費	本事業に直接従事する従業員に対して支払われる給与・賃金（パート・アルバイトを含む。） ※運営費の支援対象期間開始日より前に雇用した者を含む。
工事費・設備費	本事業実施のために必要となる施設・機器類の施工・設置費（納品の際の配送費を含む。）
備品費・ 消耗品費	本事業実施のために必要となる装置等の購入費（購入を行う際の配送費を含む。）
委託費	本事業実施のために必要となる外部の専門業者や企業等への委託費用
賃借料	機器等をレンタル・リースする場合のレンタル・リース料
使用料	本事業の実施に必要な設備や施設、ツール等の利用料（初期費用含む。）
印刷製本費	本事業の実施に必要な資料等に係る印刷製本費

※上記に含まれない経費であっても、本事業に必要と認められる経費については協定金の支払いの対象となる可能性があります。具体的な対象範囲は、別途、東京都と断熱アクセラレーターが締結する協定書により決定します。